

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
調査票情報等の提供及び活用	① ユーザーの利便性向上の観点から、オーダーメイド集計の簡易化や対象統計の拡大に向けて検討を進める。
	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
	② 現在、官学連携により整備を進めている統計調査の調査票情報の利活用のためのオンサイト施設について、統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報も当該施設で利活用を可能とすることや、当該施設における利用を法的に位置付けることについて検討し、その整備を推進。 ③ 一般の人が利用できる匿名データについて、必要な法制面、技術面から検討し、提供を開始。その際、提供の早期化、手続きの簡素化も検討。
	現行基本計画の該当項目
	④ 今後も引き続き、調査実施者における調査票情報等の適切な保管を徹底する。 ⑤ オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。(平成26年度から検討する) ⑥ 調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。(平成26年度から検討する) ⑦ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。(平成26年度から実施する) ⑧ 匿名データの年次追加に伴う手続きの簡素化について検討する。(平成26年度から検討する) ⑨ 「統計データ・アーカイブ(仮称)」の整備については、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータ(メタデータ)の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討する。(平成28年度末までに結論を得る)

⑩ 広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。（平成27年度から実施する）

**これまでの統計
委員会の意見**

<平成26年度法施行状況に関する審議 平成27年10月2日>

- オンサイト利用の推進については、必要な予算を確保するとともに、学識者との連携を深めることが重要である。また、その本格運用に向けては、従来の各自の研究施設内における調査票情報の利用から指定されたスペースでのオンサイト利用への移行に伴う留意点やメリットを含めた広報活動に努めることや、セキュリティを一層確保する方策についても検討する必要がある。
- オーダーメイド集計については、来年度からの利用条件の緩和に向けた取組を着実に進めるとともに、企業等に利用条件等を分かりやすく具体的に説明する必要がある。
- また、調査票情報等の二次的利用の推進に当たっては、統計は利用されてこそ社会の情報基盤としての役割を果たすという観点から、利用者に応分の負担を求めつつ、利用者ニーズに対応することが重要である。また、オンサイト利用に必要な政府共通の基盤を整備するなど限られた統計リソースの効率的な活用を図ることも重要である。

<平成27年度法施行状況に関する審議（平成28年度下半期審議分） 平成29年3月31日>

- 公共財である調査票情報を利用した研究成果等も、公共財としての統計情報と捉えることができ、その理念に基づくならば、その公表・報告は原則とすべきである。そのため、以下の「今後の方針」を踏まえて、閲覧可能な環境整備に向け迅速に取組むことが求められる。また、総務省は、閲覧について一覧機能や検索機能などの付与を検討すべきである。

【今後の方針】

統計法第33条第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受けた研究成果は、公共財としての統計情報と捉え、国・地方公共団体等が利用できるようにするため、以下のように取り扱うこととする。

- 調査票情報の提供を受けた者は、研究成果等の公表・報告を原則とし、以下の事項を統一報告事項として報告する
 - ・研究成果等の公表有無
 - ・研究成果等の情報を政府のホームページから閲覧可能にすることの可否
 - ・研究成果等を公表した公表形態（著書、論文等）、タイトル名、公表者氏名、公表年月日、公表元、URL 情報（研究成果等に掲載したグラフ等の元である集計データの情報を含む）
- 総務省政策統括官室は、各府省が報告を受けた情報を取りまとめて、以下の手順でホームページ上に掲載
 - ・各府省は、法施行状況報告に合わせて政策統括官室に報告
 - ・政策統括官室は、閲覧可能な情報を整理して政策統括官室のホームページ上に掲載
 - ・各府省のホームページ及びe-Stat から、上記ホームページにリンクを貼る
- 上記取組を平成28年度法施行状況報告から実施するべく準備を進める。

<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>＜「匿名データの利用改善に向けた調査研究報告書」（平成29年2月。総務省が一橋大学経済研究所に委託して実施）＞</p> <p>この研究報告書を受けて、今後提供される匿名データにおいて地域情報が、あるいは、年齢各歳別情報が、匿名性を担保した上で提供されるようになれば、研究者がより容易に日本の代表的な公的統計にアクセスでき、かつ地域の雇用情勢を含めて分析することができることとなる。これは、匿名データ利用の拡充に大きなプラスであり、誠に喜ばしいことであり、現在の手続き等を前提とした上での匿名データの利用改善の方向である。</p> <p>また、今後の課題として、パブリックユースファイルについても検討が行われることが望ましい。日本では現在はまだ検討されていないが、海外では一般的な雇用や家族状況の調査である世帯統計については、一定の匿名化措置をした上で、幅広く個票データ利用を可能とするものの価値が高いと考え、そのようなパブリックユースファイルが簡単な手続きで手に入るように提供されている。</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>④ 調査票情報等は、各府省において適切に管理している。</p> <p>①⑤ オーダーメイド集計の利用条件の緩和については、「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」や「統計データの二次的利用促進に関する研究会」などの検討を踏まえ、企業の研究利用の促進を図りつつ、利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課す方向で見直しを行うこととし、平成28年1月にガイドライン、同年2月に省令、告示の改正を行った（いずれも平成28年4月1日施行）。</p> <p>また、簡易な集計表については、より容易に利用できるよう、e-Statにおけるデータベースの技術等も活用しつつ、オンデマンド集計について、その実用化に向けた秘匿処理技術等に係る検討を進めている。</p> <p>行政機関及び日本銀行がオーダーメイド集計の提供対象とした統計調査は、平成28年度までに26調査（278年次分）であり、第Ⅱ期基本計画策定後、提供する統計調査の種類に変更はないものの、新たに76年次分のデータの追加を行った。</p> <p>なお、平成29年度には、提供する統計調査の種類として経済センサス - 基礎調査を追加するとともに、国勢調査など12調査において、年次の追加を行う予定である。また、パブリックユースファイル（PUF）の作成方法について、統計研究研修所の支援を得つつ検討を進める予定である。</p> <p>②⑥ 調査票情報の二次的利用にあたり、利用者の利便性・審査の効率化等を図りつつ、必要なセキュリティを確保するため、平成28年7月に「オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（試行運用版）」を策定し、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構等の4拠点において、平成29年1月以降順次、オンサイト施設の試行運用を開始することとした。なお、オンサイト施設については、平成30年度以降、試行運用状況を踏まえ、参加拠点を段階的に拡大する予定である。また、平成30年度において、利用可能な行政記録情報について統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤の整備を進める予定である。</p> <p>公的統計マイクロデータの研究利用（二次的利用）を官学産が連携して一体となり促進するため、「公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム」（平成28年3月設立）の運営に協力している。</p> <p>③⑦ 行政機関が匿名データの提供対象とした統計調査は、平成28年度までに7調査（45年次分）であり、第Ⅱ期基本計画策定後、提供する統計調査の種類に変更はないものの、新たに5年次分のデータの追加を行った。</p> <p>なお、平成29年度には、就業構造基本調査の平成19年分が新たに提供された。</p>

	<p>⑧ 平成27年9月の統計委員会において、匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化に関する方針を取りまとめ、平成28年1月に、当該方針に沿って、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」を改正した。</p> <p>⑨ 調査票情報等の二次的利用のワンストップサービスを推進する基盤としての中央データ管理施設については、そのデータの一元管理、受付窓口機能、データ提供に当たっての審査機能等が重要となるため、関連するオンサイト利用の取組の進展と併せて具体化を進めることとした。</p> <p>⑩ 調査票情報を用いず、集計表から作成する一般用マイクロデータについて、平成28年3月から、平成21年全国消費実態調査に関するデータ提供を開始した。(平成28年12月、平成29年6月に更に詳細なデータ提供を開始)</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ 各府省において調査票情報等を適切に管理していることは評価できるものの、地方公共団体等を経由する調査の一部に、調査票情報等の管理が徹底していない例がみられることから、引き続き適切に取り組むとともに、調査票情報等の利便性向上のために必要となるメタデータの取り扱いについても検討が必要ではないか。(④)</p> <p>○ オンサイト利用については、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構等の4拠点において、平成29年1月以降順次試行運用を開始することとしたことは評価できる。今後は、その運用状況を踏まえ、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、利用可能な行政記録情報について統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤の整備を推進する必要があるのではないかと。また、調査票情報等の二次的利用に関し利用者の利便性向上に資するワンストップサービス(一元的な申請受付・提供等)を行うための中央データ管理施設等について、体制・運用等の具体化を図る必要があるのではないかと。(②、⑥、⑨)</p> <p>○ オーダーメイド集計については、企業における利用の促進を図るため、利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課すことにより利用条件を緩和したことは評価できるものの、統計改革の基本方針等を踏まえ、更なる利用条件の緩和や利用促進策等を検討する必要があるのではないかと。また、オンデマンド集計について、その実用化に向けた研究を進めていることは評価できるものの、具体化に向け更なる検討を進める必要があるのではないかと。また、オーダーメイド集計の提供対象とした統計調査は、平成28年度までに26調査(278年次分)であり、平成29年度には、経済センサス-基礎調査を追加するとともに、国勢調査など12調査において、年次の追加を行う予定となっていることは評価できるものの、引き続き、利用者のニーズを考慮しつつ、対象統計調査の種類を増加、年次の追加等を推進する必要があるのではないかと。(①、⑤)</p> <p>○ 一般用マイクロデータの提供開始や、匿名データの作成手続を簡素化したことは評価できるものの、パブリックユースファイル(PUF)の法制度面の整理も含め、その在り方や作成方法等について、検討する必要があるのではないかと。また、匿名データの提供対象調査は、平成28年度までに7調査(45年次分)であり、平成29年4月に就業構造基本調査の平成19年分が新たに提供されたことは評価できるものの、引き続き、利用者のニーズを考慮しつつ、対象統計調査の種類を増加、年次の追加等を推進する必要があるのではないかと。(③、⑦、⑧、⑩)</p> <p>○ 調査票情報を利用した研究成果等について、広く閲覧可能な環境を整備するとともに、この閲覧環境の整備に当たっては、研究成果を一覧で</p>

	<p>みられる機能や検索機能など閲覧者の利便性の向上にも留意する必要があるのではないか。</p> <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省は、調査票情報等の二次的利用に関し利用者の利便性向上に資するワンストップサービス（一元的な申請受付・提供等）を推進するため、調査票情報等の管理に当たりデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要なデータ（メタデータ）の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定めるとともに、平成30年度から、政府共通の基盤として、調査票情報や匿名データ、メタデータ等の一元管理を行う中央データ管理施設及び調査票情報等の二次的利用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。 ○ 総務省は、独立行政法人統計センターと協力し、オンサイト施設の試行運用状況を踏まえ、平成30年度から、リモートアクセス（プログラム送付型集計・分析）を含むオンサイトの全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。 また、各府省は、総務省におけるオンサイト施設の運用状況を踏まえつつ、平成30年度以降順次、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行う。 ○ 総務省は、統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメイド集計及び匿名データの提供に関する利用条件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行う。 ○ 総務省は、平成31年度までに、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の導入について検討を行うとともに、統計研究研修所の支援を受け、パブリックユースファイル（PUF）の法制度面の整理も含め、その在り方や作成方法等について検討する。 また、各府省は、匿名データやオーダーメイド集計について、利用者のニーズを考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。 ○ 総務省は、平成30年度までに、調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-Statとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行う。
備考（留意点等）	